

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

相続等により取得した建物の減価償却費の計算方法



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

被相続人等が事業の用に供していた建物を相続等により取得した場合、相続人等の減価償却費の計算において、注意しなければならないことがあります。

今回は、資産を引き継いだ相続人等の減価償却費の計算において、減価償却方法と耐用年数について争われた判決をご紹介します。

なお、今回ご紹介する事例は、所得税法60条1項所定の相続等により取得した減価償却資産となります。

II. 減価償却方法／被相続人等の償却方法は引き継がないとの判断

- 平17.12.6 千葉地裁 (却下、棄却) (控訴) Z255-10218
- 平18.4.27 東京高裁 (棄却) (上告及び上告受理申立て) Z256-10382
- 平18.9.28 最高裁 (上告棄却・不受理) (確定) Z256-10521

1. 事案の概要

本件は、原告が平成14年1月に相続により取得した建物につき、減価償却資産の償却方法について定額法を選定した上で確定申告書を提出した後、定率法を選定する旨の更正の請求をしたところ、市川税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたため、その取消しを求めた事案です。

2. 千葉地裁の判断

(1) 所得税法施行令120条の解釈
同条1項1号イにいう「取得」に、建物の相続による承継取得が含まれるならば、本件建物は、同号イの「平成10年3月31日以前に取得された建物」には当たらず、同号ロの「イに掲げる建物以外の建物」に該当し、本件所得税につき、減価償却費算入額の計算に当たり、選定できる減価償却方法は、同号ロに定める定額法(現行：旧定額法)ということになるところ、同号イ

にいう「取得」に相続による承継取得が含まれない旨の明文の規定はなく、民法上も相続は不動産の取得原因の一つとされており、文理解釈上「取得」には、相続による承継取得も含まれると解される上、同号イにいう「取得」に、相続による承継取得が含まれないと解すべき合理的理由も認められない。

したがって、同号イにいう「取得」には、相続による承継取得が含まれるというべきである。

(2) 本件への当てはめ

減価償却資産の取得価額について規定した所得税法施行令126条2項において、相続等により取得した減価償却資産について相続人等が被相続人等の取得価額を引き継ぐ旨規定しているが、この規定は、相続等により取得した減価償却資産について被相続人等が選定していた償却の方法を相続人等が引き継ぐことまで規定したのではなく、減価償却方法は、令120条が規定するとおりである。

したがって、相続によって減価償却資産である不動産を取得した場合、その資産について選定することができる減価償却方法は、その相続による承継取得の時期に応じて、令120条1項1号イ又はロによって定めるといふべきであって、当該資産について被相続人が選定していた減価償却方法を承継するとはいえない。

III. 耐用年数／中古資産に係る簡便法の適用は認められないとの判断

- 平26.3.14 大阪地裁 (棄却) (控訴) Z264-12432
- 平26.10.30 大阪高裁 (棄却) (上告・上告受理申立て) Z264-12558
- 平28.2.4 最高裁 (上告棄却・不受理) (確定) Z266-12794

1. 事案の概要

本件は、相続によって取得した不動

産を賃貸する控訴人が、平成19年分から平成21年分までの所得税について、各年分の不動産所得の金額の計算上、減価償却資産の耐用年数等に関する省令3条1項2号ロの規定により算出した耐用年数を基礎として計算した償却費を必要経費に算入して確定申告をしたところ、茨木税務署長から、減価償却資産を相続によって取得した場合には上記の耐用年数を基礎として償却費を計算することができず、必要経費が過大であるなどとして、所得税の各更正処分等を受けたことから、これら処分等の取消しを求めた事案です。

2. 大阪高裁の判断

(1) 法令解釈

減価償却の趣旨・目的に照らすと、所得税法施行令126条2項の趣旨は、前所有者の取得価額を取得者が引き継ぐことにより、前所有者による資産の利用期間と取得者による資産の利用期間を通じて減価償却資産の取得価額を適切に配分することにあると考えられるところ、所得税法60条1項所定の相続等により取得した減価償却資産について、前所有者の取得価額は取得者に引き継がれるが、耐用年数は引き継がれないとすると、施行令126条2項の上記趣旨にそぐわない結果となり、相当でないといふべきである。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令3条1項の規定の趣旨からすれば、同項は、中古資産を取得した時点における取得価額を当該取得後における使用可能期間等に償却費として配分するために設けられた規定であると解するのが相当である。これに対し、法60条1項所定の相続等により取得した減価償却資産については、取得者は前所有者の新品としての取得価額を引き継ぐことになり、この取得価額に対して省令1条の定める法定耐用年数が適用されるのであって、相続等による取得の時点で取得価額が発生することはないから、省令3条1項の規定を適用する余地はないものといふべきである。

以上によれば、法60条1項所定の相

続等により取得した減価償却資産については、前所有者の取得価額のみならず耐用年数も取得者に引き継がれ、省令3条1項の規定が適用される余地はないと解するのが相当である。

(2) 本件への当てはめ

控訴人は、相続により本件各減価償却資産を取得したところ、前所有者である乙は、各減価償却資産をいずれも新品として取得し、それぞれ法定耐用年数を適用していることが明らかである。そうすると、控訴人による減価償却資産の取得については、上記の法定耐用年数が控訴人に引き継がれ、省令3条1項の規定は適用されないといふべきである。

よって、控訴人は、これらの償却費の計算において、簡便法に基づいて算出した耐用年数を用いることはできない。

IV. おわりに

上記判決により、相続等により取得した資産については、被相続人等から取得価額、耐用年数、経過年数及び未償却残高を引き継いで減価償却費を計算することになりますが、償却方法は引き継がないこととなります。

なお、この場合の取得価額とは、被相続人等の実際の取得価額となります。

被相続人等が定率法から定額法に償却方法を変更していた減価償却資産の場合でも、所得税基本通達49-20の規定による償却方法変更の際のみならず取得価額でなく、被相続人等の実際の取得価額が引き継がれることとなりますので、注意が必要です(大阪国税局個人課税審理専門官 平成16年2月10日 質疑事例0210 TAINSコード：所得事例大阪局060210)。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195



複数税率で複雑化する
消費税改正の対策は
お済みですか?

しっかりと
対応しましょう!

2019年
10月から

消費税が
10%に



MJSイメージキャラクター
菊川 怜

消費税のことなら
税務に強い
MJS!
ミロク情報サービス

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

ACELINK NX-Pro 検索



MJSなら顧問先様の消費税改正対策も万全!

- 消費税の複数税率・軽減税率への対応
- 「軽減税率対策補助金」対象*
- 2019年5月の新元号にも対応



*[MJS LINK NX-Plus 販売大特] [GalileoPT NX-Plus 販売大特] [ACELINK NX-CE 販売]は軽減税率対策補助金対象のソフトです。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。